

第824回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成24年1月17日（火）午後1時30分から

場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第823回教育委員会会議録の承認について

4 第824回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告（一般事務報告）

（1）宮城県産業教育審議会中間答申について（高校教育課）

（2）水産高校、農業高校及び気仙沼向洋高校の再建に係る基本方針について（教育企画室）

6 専決処分報告

（1）職員の人事について（教職員課）

（2）平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学選抜手数料等の特例に関する規則の一部改正について（高校教育課）

7 議 事

第1号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について（生涯学習課）

8 課長報告等

（1）東日本大震災における学校等の対応等に関する調査について（総務課）

（2）平成24年度学齢超過者の編入学受入について（特別支援教育室）

（3）県立特別支援学校における分教室設置等について（特別支援教育室）

9 資 料（配付のみ）

（1）平成24年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について（高校教育課）

10 次回教育委員会の開催日程について

11 閉会宣言

第824回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成24年1月17日(火) 午後1時30分から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 勅使瓦委員長, 佐々木委員, 庄子委員, 佐竹委員, 青木委員, 小林教育長
- 4 説明のため出席した者
大内理事兼学校運営管理監, 伊東教育次長, 高橋教育次長, 吉田参事兼総務課長,
鈴木教育企画室長, 菅原福利課長, 寺島教職員課長, 熊野義務教育課長,
佐々木特別支援教育室長, 氏家高校教育課長, 雫石施設整備課長,
山内スポーツ健康課長, 西村生涯学習課長, 後藤文化財保護課長外
- 5 開 会 午後1時32分
- 6 第823回教育委員会会議録の承認について
委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。
- 7 第824回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について
委 員 長 佐々木委員及び庄子委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 教育長報告

(1) 宮城県産業教育審議会中間答申について

(説明者: 教育長)

宮城県産業教育審議会中間答申について, 御報告申し上げます。

資料は, 1ページ及び別冊の中間答申書となる。

資料の1ページを御覧願いたい。「2 審議会における審議経過」であるが, 昨年7月19日に開催した第1回審議会において, 「1 諮問事項」に記載のとおり「震災の復興に向けた今後の専門学科・専門高校の在り方について」をテーマに2つの項目について諮問し, その後, 2回の審議会, 4回の専門委員会において審議を重ねて頂いた。先般, 1月13日に開催された第3回審議会において, 諮問事項のうち学校再建の問題については, 緊急かつ最優先課題との判断の基に, この部分について, 別冊のとおり中間答申されたものである。

「3 中間答申の概要」であるが, 「(1) 農業教育の目指すべき方向性」として, 6次産業化への取組や環境に配慮した取組等, 新たな視点に立って実践する農業人を育成すること等が求められており, また, 「(2) 水産教育の目指すべき方向性」としては, 水産・海洋関連産業のスペシャリストの育成や6次産業化への取組等, 地域のニーズに応じた魅力ある水産教育の検討と環境整備が求められている。「(3) 学校再建に向けての提言」であるが, 震災で甚大な被害を受けた農業高校, 気仙沼向洋高校, 水産高校の3校については, 今なお仮設校舎での授業を余儀なくされる状況にあり, 宮城県が大震災を克服し, これまで以上の発展を遂げるためには, 基幹産業である農業や水産業の復旧・復興が重要であることから, 今後の復興を実際に担う人材の育成が不可欠であり, 本中間答申の農業教育及び水産教育の目指すべき方向性を踏まえ, 再建に向けての具体的な方針等を早急に示すことが必要であるとの内容の提言である。

今後は, 震災後の地域復興を視野に入れた専門教育の在り方について, 同審議会において, さらに議論を進めて頂き, 年度内に最終答申を頂く予定としている。

本件については, 以上のとおりである。

(質 疑)

佐々木委員

目指すべき方向について、総論的には当然の姿であると思う。ただ、説明の最後の部分にもあったが、子ども達は現在も仮設校舎での授業を余儀なくされており、また、年々成長し、数年後には卒業を迎えることとなる。この審議会では、本来の学舎の完成する時期をいつ頃に想定して議論しているのか。

教 育 長

先ほど説明したように、被災した農業高校、気仙沼向洋高校、水産高校の3校については、今現在も仮設校舎の不自由な環境で学習している。今回の中間答申は、そのようなことを踏まえ、なるべく早く再建すべきとの内容がポイントであり、審議会としては具体的な再建の時期は想定していないが、実際に校舎を建設する県に対して、早急に再建を目指すべきとの提言となっている。今回の答申を踏まえ、県として、どう再建するかについての基本的な考え方をまとめたものが、次の報告で御説明する内容となる。

委 員 長

被災した学校は産業高校であり、今回の震災により必要な設備・備品等も被災しているが、それは十分に回復している状況ではなく、資格を取得するための設備等が不十分な状態で授業を進めざるを得ない実態であると思う。学校再建の問題の前に、仮設校舎においても授業を進められる環境を早急に整備する必要があると思う。この審議会では、そのような内容の検討は議論されているのか。

高 校 教 育 課 長

審議会の中では、具体的な設備等の話は出ていないが、県としては、国の災害査定を受けながら、設備等の環境面を順次整備することとしている。昨年の震災から1年を迎えようとしているが、その間、近隣の学校に分散して授業を再開し、実際にカリキュラムを進めながら、受入先の学校の設備等を使いながら単位の取得に努めてきたところである。単位取得のみならず、資格取得に関しても、各学校と相談しながら、可能な限り受験できる環境の整備に努めており、今年度末及び来年度についても、できるだけ不都合がないように努め、可能な限り整備していく方針である。昨年の9月または11月を目途に順次移転し、現在は仮設校舎で授業を再開しているので、東北地方の他県の学校を含めた関係学校に対し、支援の要請を行いながら検討していくこととしている。

委 員 長

現状においては設備等の機能は十分ではないが、単位取得、資格取得に向けた努力をしながら進めている状況にあるとのことか。

高 校 教 育 課 長

その通りである。

青 木 委 員

再建する際、県の予算だけで建設するのか。それとも国からの補助金があるのか。新たに校舎等を建設する際の国庫補助金について、原状復旧する場合は措置されるが、より良く回復する場合は補助金が措置されないと聞いた。再建する場合、本来は最新鋭の設備等を導入する等、より良く復旧することが普通の感覚と思うがいかがか。県の予算措置がどのようになるのか分からないが、せっかく再建するのであれば、最善の状態に復旧すべきと思う。

教 育 長

県立学校であれば県が、小中学校であれば市町村が責任を持って復旧するが、被災した校舎を再建する場合、災害復旧事業のスキームとなり、その財源の殆どに国の補助金が充当される。その際、災害復旧の視点から、あくまでも被災前の状態に原状回復することが原則となり、それ以上に施設のレベルや規模を高めることとするならば、原状以上の部分については、再建主体の県や市町村が手出しする形で建設することとなる。

青 木 委 員

その場合、より良い形に建設することを目指すのか。ある事例で聞いたことがあるが、例えば校舎の建設地を替えるといった場合、既存校舎の位置に建設する際は補助金の対象となり、移転する場合は対象外となると聞いた。後者のケースがコスト面で安くなる場合でも対象外となるとのことであった。本来、費用面で安く、質の高いものを建設できるのであれば、それを選択すべきと思うが、国の補助金では認められない。県としては、どのように判断するのか。

教 育 長

先ほど申し上げたように、災害復旧事業は原状回復が原則であることから、建物の規

模や建設場所等についても、元々あった学校をベースにして建設することとなる。ただし、今回は、大津波により学校が使用できなくなっており、元の場所に建設することは現実的ではないことから、その再建に当たっては、従来とは異なった扱いとなり、その場所以外の安全な場所に建設する場合であっても国の補助金の対象となる。

佐々木委員 被災した3校は職業高校であるため、当然ながら農業や水産を学ぶ学校となる。宮城県では、今回の震災を受け、新しい水産や農業の形を構築しようとする動きがあると思うが、その目指すべき水産等の在り方と3校の復旧に関しては、どのような関連性を持たせて進める構想であるのか。

高校教育課長 中間答申案の3ページを御覧願いたい。農業系高校の関係で記載している「③ 今後の農業教育の目指すべき方向性」であるが、魅力ある農業の再興について、1ページから2ページにかけて宮城県震災復興計画の概要から触れている。それを踏まえつつ、新しい農業、新しい水産の創造として、教育面においても検討していくこととしている。

佐々木委員 新しい宮城の農業及び水産の在り方と具体的に連携していくような学校の構築を目指してほしい。

佐竹委員 この中間答申案により、将来に向けての展望が決まっていくことと思うが、その再建に併せて、学舎で学んでいる子ども達、そこで教鞭をとっている先生方が抱えている多様な意見を吸い上げられる、いつでも意見を聞けるような体制作りを望む。できるだけ多くの意見が自由に述べられ、現場からの意見を聞き入れる窓口も必要ではないか。

教育長 御指摘の意見は、次の報告の2番目に関係する内容であるが、今後、県として学校の再建に向けた取組を進めていくが、どういった学校にすべきか、どのような施設を臨むのか、各学校から十分に意見を聞きながら実施することとし、同時に、先ほど委員長から御指摘もあったが、現在の仮設校舎の使い勝手等についても、より使いやすくなるよう常に努力しているところである。

佐竹委員 是非、小さな事でも気軽に相談できる窓口を設けてほしい。子ども達も、先生方にも不便をかけている中で、震災からの復興に向けて最大限努力してほしい。

(2) 水産高校、農業高校及び気仙沼向洋高校の再建に係る基本方針について

(説明者：教育長)

水産高校、農業高校及び気仙沼向洋高校の再建に係る基本方針について、御報告申し上げます。

資料は、2ページから3ページとなる。先ほど、産業教育審議会の中間答申について御報告申し上げたが、その中間答申の内容を踏まえ、資料2ページのとおり「水産高校、農業高校及び気仙沼向洋高校の再建に係る基本方針」を定め、今後、この方針に沿って3校の再建に取り組んでまいりたいと考えている。

昨年3月11日に発生した東日本大震災では、数多くの学校も被災した。その中でも、水産高校、農業高校及び気仙沼向洋高校の3校については、校舎内への津波の浸水等により、校舎等が使用できなくなり、現在も仮設校舎での教育活動を余儀なくされている状況にある。この3校の詳しい被災状況等については、資料2ページ下段から3ページに記載のとおりであり、現在、水産高校は石巻北高校内に、農業高校は県農業・園芸総合研究所敷地内に、気仙沼向洋高校は気仙沼高校第2グラウンドに仮設校舎を建設し、限られた敷地の中で教育活動を行っているところである。

このため、これら3校の望ましい教育環境の速やかな確保を図るため、この度、再建に関する基本方針を定め、その目標の下に、鋭意、取組を進めることとした。まず、水産高校であるが、土盛り等の対策を含め、現在の校舎を改修した上で、平成24年度中に現在の校地に復帰することとし、その後、現校舎が老朽化している現状を踏まえ、整備計画を策定し、平成28年度末の完成を目途に現在の校地内で新校舎の建設を進めてまいる。また、農業高校及び気仙沼向洋高校については、いずれも、津波が現在の校地を直撃した状況にあり、現在の校地での再建は極めて困難であるとの判断から、農業高校は名取市内西部へ、気仙沼向洋高校は気仙沼市内南部への再建を目指し、用地の取得・造成等について関係者との調整を進めた上で、平成29年度末の完成を目途に新校舎の建設を進めることとする。

これら被災3校については、今後、この方針に基づいて再建を進めてまいりますが、防災機能の充実も含め、本県における教育復興のシンボリックな学校づくりに取り組んでまいりたい。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

委員 長 水産高校について、現在の校舎を改修した上で、現在の場所で再建していくこととなるが、今回の津波被害により1階部分が浸水したと思うが、今回の規模のような地震や津波が再度襲った場合でも、その場所における再建で大丈夫との判断であると思うが、本当に問題ないのか。

教 育 長 水産高校は、委員長御指摘のとおり校舎の1階部分が浸水し、その後も地盤沈下による影響により、ほぼ毎日冠水する状況であった。その後、周辺施設の整備が進み、仮設堤防の建設や排水ポンプの設置等により、現時点では殆ど冠水せず、校舎の使用には支障がない状態まで回復しており、現在の校舎の必要な改修・整備を行った上で、早期に復帰したいと考えている。その上で、現校地内の新しい場所に土盛りし、そこに新校舎の建設を予定しており、その完成目標を平成28年度末としている。

青 木 委 員 水産高校が平成28年度末、農業高校と気仙沼向洋高校が平成29年度末となっているが、校舎を建設するのに、そんなに長期間の時間を要するものであるのか。

教 育 長 水産高校は従来の土地を使用するため、新たに用地を取得する必要がないことから、平成28年度末を目標としているが、農業高校と気仙沼向洋高校は新たに用地を取得する前提で考えているため、具体的にどこに用地を取得するかにより、建設に要する期間が変わってくる。場合によっては、農地転用許可や開発許可の手続きも必要となる。この目標年度でも実態としては非常に厳しい状況にあるが、何とか早急に再建したいとの気持ちから設定しているものである。

青 木 委 員 例えば、用地取得に1年かかり、基本設計・実施設計から建設までを2年とすると、3年程度で建設できるのではないかと思うがいかがか。

教 育 長 用地取得と造成にどの程度の時間を要すかが一つのポイントとなるが、用地が準備されたことを前提に考えても、その後の設計に2年、建設に2年を要することとなる。

庄 子 委 員 水産高校の校舎は土盛りして建設するとのことであるが、校庭はどのようになるのか。

施設整備課長 水産高校は、校地の全部が水没したのではなく、浸水しなかった部分もある。その浸水しなかった部分に合わせて土盛りを行い、校舎を新たに建設する。その後、被災した校舎を解体し、その用地にも土盛りした上でグラウンドを整備することとしている。学校の敷地全体が浸水高以上のレベルになるような敷地整備を予定している。

9 秘密会の決定

6 専決処分報告

(1) 職員の人事について

7 議事

第1号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について

委 員 長 専決処分報告(1)及び議事については、非開示情報が含まれていることから、その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この審議等については、秘密会とする。

なお、秘密会とする審議等については、次回教育委員会の開催日程決定後に行うこととしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

10 専決処分報告（秘密会以外）

（2）平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学選抜手数料等の特例に関する規則の一部改正について

（説明者：教育長）

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学選抜手数料等の特例に関する規則の一部改正について、御報告申し上げます。

資料は、3ページから7ページまでとなる。資料の4ページを御覧願いたい。「改正の趣旨」であるが、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により被災された方の入学選抜手数料及び入学金、寄宿舎料を免除する特例を延長するため、県立学校条例が一部改正されたことから、当規則の所要の改正を行ったものである。

次に、「改正の概要」であるが、1点目としては、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被災者で、世帯の収入の著しい減少に該当する場合は免除の対象になることを明確にするため、「平成23年東北地方太平洋沖地震」及び「今回の地震」を「東日本大震災」に改正するものである。また、2点目としては、既にほとんどの市町村で罹災証明書を発行できる体制が整ったことで、申請者の被災状況は罹災証明書により確認できる状況になっていることから、別記様式中に記載している罹災証明書等の添付要件に係る一文を削除するものである。

なお、施行日については、本年4月1日としているが、所要の文言修正については公布日の平成23年12月28日としている。専決の理由としては、県立学校条例の一部改正の可決日が平成23年12月21日であり、施行日が同年12月28日であったことから、緊急的に処理する必要があると判断し、専決処分したものである。

本件については、以上のとおりである。

（ 質 疑 ）

- | | |
|---------|---|
| 委員 長 | 今回の免除の対象者について、生活基盤を確保できないため生活が困難になった者として（1）から（4）までの条件が設定されており、家が全壊または半壊しているものの生活の基盤を確保できているケースもあると思われるが、そのような場合も免除の対象となるのか。また、（4）の世帯収入の著しい減少とあるが、元々の世帯収入が相当の金額、例えば世帯年収が5千万円である者が、今回の震災により半分程度の収入となった場合も適用されるのか。収入の上限額の目安等となるものを定めているのか。 |
| 高校教育課 長 | 世帯収入の著しい減少については、申請された方の状況により検討することとしているが、今回の改正は、年収が概ね半減となっている方を対象とするものであり、学校にはそのように連絡している。また、上限については、特段定めてはいない。 |
| 青 木 委 員 | 申請する方の倫理感等を含め、お任せせざるを得ない部分もあるものと思われるが、この制度は来年度以降も続いていくものであるのか。また、今回の震災により被災した方の中には、長期的に支援すべき人もいるものと思われるがどうか。 |
| 高校教育課 長 | 平成23年度分については、年度末の段階で取りまとめながら進めていくこととし、その後は年度毎の状況を確認しながら進めていきたい。まずは、今回の改正内容を踏まえ、平成24年度分について対応することとし、その後も状況に合わせて対応することから、これで終了とするものではないものと御理解頂きたい。 |

11 課長報告等

（1）東日本大震災における学校等の対応等に関する調査について

（説明者：総務課長）

東日本大震災における学校等の対応等に関する調査について、御報告申し上げます。

資料は、1ページとなる。まず、「1 調査概要」の「（1）趣旨」であるが、防災教育施策の充実と改善の基礎資料等とするため、東日本大震災によって受けた被害状況や学校等での避難時の対応等について調査研究を実施するものである。次に、「（2）実施主体」については、文部科学省が株式会社シンクタン

クみらいに業務を委託し、調査を実施することとしている。当初、本県教育委員会としても、同様の調査を単独で実施することを検討していたが、文部科学省との情報交換の中で、同省においても同様の調査を行う意向であることを確認したので、同様の調査が複数の主体から学校現場等に依頼されることにより、現場へ過度な負担をかけることを避けるため、同省と調査項目等について調整の上、宮城県、岩手県、福島県の各県教育委員会と協力する形で、同省において調査を実施することになったものである。「(3) 調査方法」については、記載のとおりである。「(4) 調査対象」であるが、3県にある私立を含めた全ての幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等、約3,190校を対象とすることとしており、うち宮城県分は1,106校ほどの予定となっている。「(5) 調査項目」であるが、今回の震災時の被害状況、各学校の対応と児童生徒等の行動、各学校等における防災教育等の実施状況、避難所の運営状況等の全部で57項目の多岐に渡る内容となっている。「(6) 調査スケジュール」であるが、昨日、各学校に依頼文書を送付しており、1月末を回答期限とし、3月下旬には最終報告がまとまる予定となっている。

なお、文部科学省の調査であるが、各県の協力のもとに実施するため、文部科学省の最終報告を待たずに、本県としては、必要なデータを可能な限り活用してまいりたいと考えている。

次に、「2 調査結果の活用等」について、「(1) 当県」であるが、現在策定中の「(仮称)みやぎ学校安全基本指針」において、学校の防災機能の充実等を検討する上での重要な基礎データとして活用するとともに、県教育委員会として作成する予定の「東日本大震災の記録」に関し、調査結果等を反映していくこととしている。また、文部科学省においては、これまで先進的な取組を行ってきた学校とそれ以外の学校の比較検討や、今後の防災教育や防災管理等と避難行動との関連性について明確にするとともに、今後の学校における防災教育の効果的展開につなげていくこととされている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

委員長 本件については、当然必要な調査であると感じているが、その調査項目が非常に多く、また今月中に調査を実施することを考えると、学校の教職員に過剰な負担をかけるのではないかと。各学校では、児童・生徒に対するケアや授業の遅れを取り戻すために一生懸命に取り組んでいること、教職員の中には被災している方もいることから、その調査が重荷となると思う。文部科学省は、本県が被災地であることを意識し、調査の実施方法や時期等に配慮した上で実施すべきではないかと、極端に言えば、文部科学省の職員が現地に出向いて調査する等、特別の配慮が必要ではないかと考える。そのような視点から、学校の負担等について、事務局としてはどのように捉えているか。

総務課長 学校への負担を考慮し、国あるいは県、研究団体等、それぞれが調査したい項目が若干異なると思われるが、仙台市を含めた3県で文部科学省と意見交換の上、調査項目を厳選し、ある程度は統一した共通の内容としている。県教委としても、学校現場の状況に関する公式な調査については、必要なものと考えている。現地における聞き取り調査について、県教委では、学校運営支援チームが高校を中心とした学校現場の様々な意見を聞いており、また、これまでの過程の中で、文部科学省の職員が直接出向いて聞き取りしている例もある。なお、今回の調査は、原則として、学校の校長や副校長が回答することとしているため、学校現場としては、直接訪問され聴取されることよりも、現場の教職員に負担がかからないものと認識している。いずれにしても、県教委としては、本件のような総合的な調査は必要であるとのスタンスで、今回の調査に協力しているものである。

佐々木委員 この調査は、記名方式となるのか。

総務課長 その通りである。所属と回答者の氏名を記載することとしている。

(2) 平成24年度学齢超過者の編入学受入について

(説明者：特別支援教育室長)

今年度2年目を迎える平成24年度学齢超過者の編入学受入について、御説明申し上げます。

資料の2ページを御覧願いたい。「1 学齢超過者の編入学に関する経緯」であるが、昭和54年の養護学校義務化以前に、障害のために小・中学校への就学を猶予又は免除されていた者、生年月日では、昭和39年4月1日以前の生まれの者は、学校教育を受ける機会がないまま今日に至っている。そのため、宮城県教育委員会では、平成23年度から資料3ページから4ページに記載している実施要領に基づき、希望者を県立特別支援学校小・中学部への編入学として受け入れることとしている。

次に、「2 申込数」及び「3 編入学予定者数」について、学齢超過者の編入学申込数は、平成23年度受入希望申込者の30名に加え、平成24年度は新たに5名の申し込みがあり、2年間で計35名となっている。このうち10名は、本年度、県立特別支援学校4校の小学部6年生に編入学し、学習に取り組んでおり、この10名全員が、来年度中学部3年生への編入学を希望しているので、受入4校の中学部へそのまま受け入れる予定である。小学部については、西多賀への申込者から3名、山元への申込者から3名、光明には就学希望者の残り2名ということで、計8名の受入予定となっている。

今後の予定については、資料に記載のとおりである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

- | | |
|----------|---|
| 佐々木委員 | 教員の配置はどのようになるのか。 |
| 特別支援教育室長 | 3名の訪問学級とし、そこに1名の教員を配置している。 |
| 佐々木委員 | 増員となるのか。 |
| 特別支援教育室長 | その3名につき教員1名を増員し、対応している。 |
| 佐々木委員 | その際、これまで在籍し、進級する者もいると思うが、同じ教室の中で授業することとなるのか。 |
| 特別支援教育室長 | 指導の形態としては訪問教育となることから、西多賀支援学校であれば西多賀病院の病棟に、山元支援学校であればアスナロ病棟に出向くこととなる。また、スクーリングの際には、在校生と一緒に勉強することとなる。 |
| 佐々木委員 | そのような未就学の方々の人数を伺いたい。 |
| 特別支援教育室長 | 現在申し込みがあった者で35名と把握しているが、就学当時、各市町村の就学指導委員会で猶予免除を決定しているため、正確な総数は把握できていない。 |
| 佐竹委員 | 平成23年度の30名、平成24年度の5名について、中には高齢となっている方もいると思われるが、おおよその年齢区分の構成はどうなっているか。 |
| 特別支援教育室長 | 一番若い者で47歳、一番高齢の者で70歳となる。 |
| 佐竹委員 | その方々は、自分たちが編入を希望しているのか。それとも、家族の方の要望によるものなのか。 |
| 特別支援教育室長 | 基本的には、障害の重かった子ども達であったことから、本人の希望というより、保護者や後見人の方々の要望となる。 |
| 佐竹委員 | 訪問指導して、入学受入した場合、修了証はどのようになるのか。 |
| 特別支援教育室長 | 小学部については6年生に、中学部は3年生に編入し、1年間学習した上で、それぞれの学部を卒業することとして卒業証書を授与する。また、入学式については、学校に来られる方には出席して頂き、病棟に入っている等の理由で出席が困難な方については、校長が病棟に出向いて入学式のセレモニーを行っている。 |
| 佐竹委員 | 小学6年生の修了後、中学校への編入を希望した場合はどうなるか。中学3年生に編入し、1年間学んだ後、中学校の卒業証書が授与されることとなるのか。 |
| 特別支援教育室長 | その通りである。また、各学部を1年で修了する部分に関し補足説明したい。対象となる方々は、年配の方や障害の重かった方であり、学校生活にどれほど耐えられるか等、医師の判断や親の会等と意見交換した上で、そのような内容を考慮し、1年間で修了することとしている。 |
| 佐竹委員 | 問題があると思っただけの発言ではなく、編入学受入のシステム的な内容を質問したものであり、この制度は大変素晴らしいことであると考えている。何らかの理由があつて義 |

務教育が受けられなかった方々に対し、このような教育の場があることは、とても良い取組である。同じ宮城県人として、そのような取組は、是非今後も進めてほしいと思う。

(3) 県立特別支援学校における分教室設置等について

(説明者：特別支援教育室長)

県立特別支援学校における分教室設置等について、御説明申し上げます。

資料の5ページを御覧願いたい。1点目、光明支援学校の分教室設置についてであるが、光明支援学校においては、東日本大震災の影響により県立特別支援学校教育環境整備計画で予定していた県特別支援教育センターを改修し、県立光明支援学校を増築する計画が1年遅れることとなり、その結果、平成25年度における学校運営に支障が生じる可能性が出ている。こうした背景から、昨年11月29日、県教育委員会から仙台市教育委員会に対して、県立光明支援学校の分教室の設置について依頼したところ、本日午前中に仙台市教育委員会から正式な文書回答があった。

分教室の概要については、分教室設置校は仙台市立長命ヶ丘小学校であり、分教室の設置期間は平成25年4月から平成26年3月までの1年間、対象児童は光明支援学校小学部30名程度である。提供を受ける教室数は、教室5室、職員室1室の6教室である。

今後のスケジュールとしては、平成24年4月から8月までの期間、設計業務を委託し、平成24年度中に改修工事を行うが、工事期間については長命ヶ丘小学校と協議を行い決定し、平成25年4月に分教室を供用開始する予定である。

2点目、光明支援学校への給食の提供についてである。光明支援学校の児童生徒の増加に伴い、児童生徒と教員の食事内容が異なる等、給食指導に課題を抱えていることから、分教室設置と併せて同校への給食提供について依頼を行い、仙台市教育委員会から回答があったものである。

給食提供の概要については、調理施設は仙台市加茂学校給食センターであり、提供方式は事務委託、提供期間は平成24年4月から平成26年3月までの2年間とし、提供食数は1日140食を予定している。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

- | | |
|----------|---|
| 委員 長 | 仙台市教育委員会の協力と支援を頂けたことは非常にありがたいことであるが、長命ヶ丘小学校に分教室を設置することに関し、その保護者等に対する説明は、仙台市教育委員会から実施していることと思われるが、その設置に係る理解は得られているのか。 |
| 特別支援教育室長 | まず、仙台市教育委員会が教職員に対して説明を行っている。その後、仙台市教委と特別支援教育室の2者合同により、PTA役員及び地区の区長の方々に説明し、さらに、長命ヶ丘小学校の保護者に対しては2回の説明会を開催している。いずれの説明会においても前向きな御意見を頂戴しているところである。 |
| 佐々木 委員 | 以前、普通教室に併設する形で特別支援学級が設置された際、登校時間が異なるため、普通学級の授業時間帯にスクールバスが到着するケースがあり、学校運営上支障となった事例があったが、そのような時間的な差の問題や校庭の使用等について、支障となることはないか。 |
| 特別支援教育室長 | 昨年4月に利府支援学校の分校として富ヶ丘小学校に利府支援学校富谷校を開設したが、登校時間については、お互いの児童生徒の安全を確保するため、時間帯を若干変更するとともに、教員を配置する等の対応をしている。また、相手校への配慮についても、今後協議しながらお互いの学校の運営に支障のないように取り組むこととしている。 |

12 資料(配付のみ)

(1) 平成24年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

(その他)

総務課長 1点、資料に誤字があったため訂正する。
教育長報告(2)の水産高校、農業高校、気仙沼向洋高校の再建に係る基本方針について、資料2ページ下段の水産高校の所在地「石巻市宇田川町1番24号」に誤りがあり、正しくは「石巻市宇田川町1番24号」となる。

13 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成24年2月15日(水)午後1時30分から開会する。

14 閉会 午後2時45分

平成24年2月15日

署名委員

署名委員